

項2号・3号・5号の債務名義も規定している(園部「書式代替執行・間接強制等の実務」(六版)235頁)。

書式例 建物明渡義務についての間接強制申立書

収入 印紙 2000円	間接強制申立書
	令和○年○月○日
	○○地方裁判所民事部 御中
	債権者代理人弁護士 ○○○○印 電 話 ○○○-○○○-○○○○ F A X ○○○-○○○-△△△△
	当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
	申立ての趣旨
	1 債権者は、債権者に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡さなければならぬ。
	2 債権者が本決定送達の日から○日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債権者は債権者に対し、上記期間経過後の翌日から履行済みまで1日につき金○万円の割合による金員を支払え。
	申立ての理由
	1 債権者は、債権者に対し、下記事件の執行力ある債務名義の正本に基づき、申立ての趣旨第1項のとおり建物明渡義務があるにもかかわらず、これを履行しない。
	2 債権者は、本件建物内で大量の…を保管しており、直接強制を行い、その保管物を債務者等に引渡しができない場合、その物の売却、保管が困難となるおそれがあるため、債権者は、債務者の自発的履行を促すために直接強制によらず間接強制を申し立てるものである。また、債務者は現在も同所において営業を継続して、その営業利益は概算で月○○万円である一方、家賃相当損害金額は月額○万円であるため、債務者の自発的な明渡しを期待できない状況にある。本件のような場合の債権者の損害額は…(損害額の根拠を記載)…と算出され、制裁金は少なくとも1日当たり金○万円とすることが効果的である。以上の各事情を考慮して、申立ての趣旨第2項記載のとおり支払予告金を定めることを求めるものである。

みがあるとは認められないとき、③子の急迫な危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき、のいずれかに該当するときでなければならず、③が認められずとされており(民執174条2項)、原則として、間接強制前置とされている。

第2 子の引渡義務についての間接強制

- I 子の引渡義務についての間接強制の管轄裁判所
- 子の引渡義務についての間接強制の申立ては、当該間接強制の元となる債務名義である調停、審判又は判決等をした家庭裁判所等に対して行うことになる(民執174条1項2号(172条6項・171条2項・33条2項1号・6号、民保52条1項)(本章第6節第4項(748頁)参照)。
- II 子の引渡義務についての間接強制申立手続
- 1 子の引渡義務についての間接強制申立方法
- 子の引渡義務についての間接強制の申立ては、書面で行わなければならない(民執174条1項)。
- 2 子の引渡義務についての間接強制申立書の記載事項
- 子の引渡義務についての間接強制申立書には、次の事項を記載しなければならない(民執21条・157条1項)。「解民執規(四版)下」719頁2)。
- ① 表 題
- 子の引渡義務についての間接強制申立書には、「間接強制申立書(子の引渡し)」のように、申立ての内容(求める強制執行)を表す表題をつける。
- ② 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- (民執157条1項柱書・21条1号)、子の氏名(民執157条1項1号)
- ③ 申立ての趣旨
- 間接強制決定を申し立てる旨を記載する(民執157条1項柱書・21条5号)。具体的には、以下のとおりとなる。
- 「1 債権者は、子甲野太郎を債権者に引き渡せ。

内容見本 (A5判縮小)(上)より

第5節 物の引渡債務についての間接強制

民事執行法172条は、直接強制も代替執行もすることができない債務(不代替的作為義務・不作為義務)に限定して間接強制を認めている。間接強制は、債務者の債務不履行に対し金銭支払義務を課することを予告し、債務者を心理的に圧迫することにより、債務者の自発的な債務の履行を促す強制執行の方法であり、債務者の自由意思に干渉する側面を持ち、債務者の人格尊重の趣旨から、直接強制や代替執行の方法による強制執行ができない場合に限り、補充的に認容されていたのである。しかし、例えば、建物の明渡しの強制執行において、抵抗する債務者(占有者)を執行官が実力行使してその占有を排除する直接強制の方法によるよりも、間接強制の方法により債務者(占有者)の自発的な退去を促す方がむしろ債務者(占有者)の人格尊重の理念に適合するともいえる。直接強制の方法によることができない物の引渡債務(民執168条~170条)についても、事案によっては、間接強制の方が迅速かつ効果的に目的を達成することができる場合があるとの指摘もされていた(園部「書式代替執行・間接強制等の実務」(六版)234頁)。

そこで、平成15年法律第134号の改正法(平16.4.1施行)により、間接強制の適用範囲を拡大することとし、物の引渡債務等についても、間接強制の方法によることも認めた(民執173条1項)。これにより、債権者は、これらの直接強制又は代替執行ができる債務について間接強制の申立てでもできることになり、債権者は、これらの執行方法のうちいずれかを自由に選択することができるようになった(民執173条1項)(本章第1節第2(660頁)参照)(園部「書式代替執行・間接強制等の実務」(六版)234頁)。

間接強制の手続については、基本的には、代替不能の作為・不作為債務についての間接強制の手続と同様である(本章第6節第4(741頁)参照)(園部「書式代替執行・間接強制等の実務」(六版)234頁・235頁)。

ただ、物の引渡債務については、仮執行宣言付支払督促と代替物等の一定数量の給付を目的とする請求についての公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(執行証書)も、間接強制申立てのための債務名義となることがあるので、民事執行法173条2項で同法33条2

第7節 子の引渡しの強制執行

第1 総 説

I 子の引渡しの強制執行の根拠

従前、民事執行法上、子の引渡しの強制執行について固有の明文規定は存在しなかったが、実務上、子の引渡しの強制執行は、間接強制の方法によるほか、動産の引渡しの強制執行に関する同法169条を類推適用して、執行官が、債務者による子の監護を解いて債権者に子を引渡し直接強制の方法によって行われていた。

このような現状に対し、子の引渡しを命ずる裁判の実効性を確保するとともに、子の心身に十分な配慮をすることなどの観点から、明確な規律を整備すべきであるとの指摘があり、令和元年法律第2号による民事執行法等の改正(令2.4.1施行)により、同法上に明文の規定が設けられた(民執174条~176条)。

II 子の引渡しの強制執行の手続

令和元年法律第2号による民事執行法等の改正(令2.4.1施行)により、子の引渡しの強制執行は、裁判所の決定により執行官に子の引渡しを実施させる直接的な強制執行の方法(民執174条1項1号)と間接強制の方法(民執174条1項2号)のいずれかの方法により行うとされた。

なお、この場合の執行官による直接的な強制執行の方法(民執174条1項1号)は、従来の直接強制とも代替執行とも異なる特殊な類型の執行方法と解される(内野「Q&A令和元年改正民事執行法」232頁Q108、平野「実践民事執行法3版」314頁)。

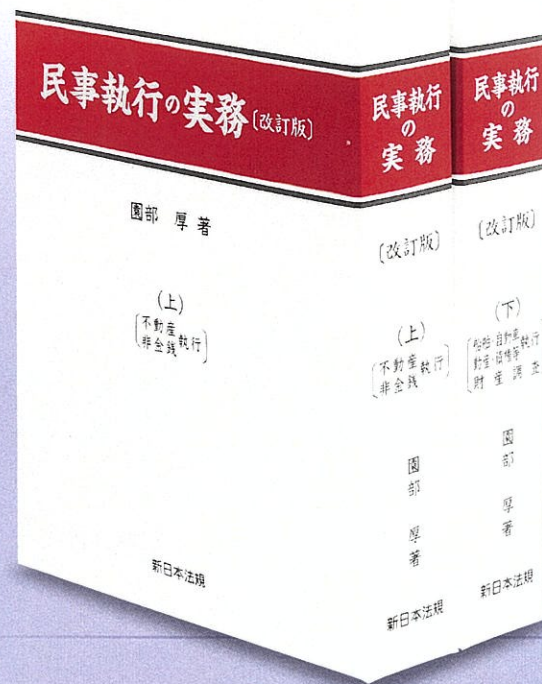
III 子の引渡しの強制執行における間接強制前置

民事執行法・民法の改正等を反映した最新版!

民事執行の実務(上)(下) 改訂版

著 園部 厚 (東京簡裁判事)

- ◆民事執行の対象物を分類・体系化し、実務上の問題点を執行手続に沿ってわかりやすく解説しています。
- ◆実務で必要となる書式や記載例を豊富に掲載しています。
- ◆改正により明文化された、子の引渡しの強制執行についても解説しています。



上

〔不動産執行〕

A5判・ケース付・総頁922頁
定価 8,800円(本体 8,000円)
送料 570円
ISBN978-4-7882-9196-6

下

〔船舶・自動車 動産・債権等 財産調査〕

A5判・ケース付・総頁1,042頁
定価 9,350円(本体 8,500円)
送料 570円
ISBN978-4-7882-9197-3

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

掲載内容

上巻

第1章 金銭の支払を目的とする不動産に対する執行

第1節 不動産に対する強制執行

- 第1 通則
 - I 不動産執行の対象物
 - II 不動産執行の方法
 - III 管轄裁判所
- 第2 不動産に対する強制競売
 - I 不動産に対する強制競売の申立て
 - II 競売の開始決定及びこれに伴う事務
 - III 強制競売における当事者の承継
 - IV 他の手続との競合等
 - V 配当要求終期の公告等
 - VI 配当要求・交付要求
 - VII 現況調査
 - VIII 評価
 - IX 審尋
 - X 売却条件の確定
 - XI 売却手続
 - XII 配当手続
 - XIII 手続の停止・取消し及び取下げ

- 第3 強制管理
 - I 総説
 - II 強制管理の対象となる財産
 - III 強制管理の開始手続
 - IV 管理人
 - V 強制管理等における債権者の競合
 - VI 強制管理等における債務者の保護
 - VII 強制管理等における配当等の手続
 - VIII 強制管理手続の取消し・停止、申立ての取下げ
 - IX 執行正本の交付

第2節 不動産に対する担保権の実行

- 第1 総説
- 第2 担保不動産競売
 - I 担保不動産競売の申立て
 - II 競売の開始決定及びこれに伴う事務
 - III 担保不動産競売における当事者の承継
 - IV 他の手続との競合等
 - V 担保不動産競売開始決定前の保全処分
 - VI 売却手続
 - VII 担保不動産競売の場合の代金納付の効果
 - VIII 担保不動産競売における執行停止書面の提出による停止・取消し
- 第3 担保不動産収益執行
 - I 総説
 - II 担保不動産収益執行の申立て
 - III 担保不動産収益執行開始決定等
 - IV 担保不動産収益執行手続の終了

第3節 形式的競売

- 第1 形式的競売とは
- 第2 留置権による競売
 - I 留置権による競売における開始決定・差押え
 - II 留置権による競売における売却条件、配当要求・交付要求
 - III 留置権による競売における法定地上権
 - IV 留置権による競売における剰余主義適用の可否
 - V 留置権による競売と強制競売・担保不動産競売との調整
 - VI 留置権による競売と滞納処分との調整
 - VII 留置権による競売における配当等の手続
- 第3 狭義の形式的競売
 - I 狭義の形式的競売の種類
 - II 狭義の形式的競売の申立て
 - III 狭義の形式的競売の開始決定

- IV 狭義の形式的競売における差押え
- V 狭義の形式的競売における売却条件～消除主義か引受主義か
- VI 狭義の形式的競売における配当要求終期決定・公告
- VII 狭義の形式的競売における配当要求・交付要求
- VIII 狭義の形式的競売における法定地上権
- IX 狭義の形式的競売における剰余主義
- X 狭義の形式的競売と強制競売・担保不動産競売との調整
- XI 狭義の形式的競売と滞納処分との調整
- XII 狭義の形式的競売における配当等

第2章 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行(非金銭執行)

第1節 強制執行の方法

- 第1 強制執行手続に関する基本的な考え方
- 第2 物の引渡債務、代替的な作為・不作為義務についての間接強制
- 第3 金銭債務についての間接強制
- 第4 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制と履行勧告等の制度との関係
 - I 履行勧告・履行命令の制度
 - II 履行命令等と間接強制の違い
- 第5 間接強制の対象とならないもの
- 第6 意思表示の擬制
- 第7 平成15年法律第134号及び平成16年法律第152号の法改正後の強制執行の基本構造
- 第8 子の引渡しの強制執行等
 - I 子の引渡しの強制執行の根拠
 - II 子の引渡しの強制執行の手続
 - III 子の引渡しの強制執行における間接強制前置
 - IV 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に伴う子の返還の強制執行について
- 第9 間接強制と他の執行方法の併用
 - I 総説
 - II 間接強制と他の執行方法の並行申立て
 - III 間接強制金発生の終期～間接強制手続と他の執行手続の関係

第2節 不動産引渡等の強制執行

- 第1 総説
- 第2 不動産引渡等の執行の対象物
- 第3 不動産引渡等の執行機関
- 第4 不動産引渡等の執行の申立て
- 第5 不動産引渡等の執行の方法
 - I 直接強制
 - II 明渡しの場合
 - III 執行官の立入権等
 - IV 不動産引渡等の強制執行における債権者の出頭
 - V 不動産引渡等の強制執行における占有の認定
 - VI 不動産等の一部に対する引渡等の執行
- 第6 不動産引渡等の強制執行における執行目的外動産の処理
 - I 不動産引渡等の強制執行における目的外動産
 - II 不動産引渡等の強制執行における目的外動産の債務者等への引渡し・売却
- 第7 不動産等退去の執行
- 第8 不動産引渡等の強制執行の終了
 - I 不動産引渡等の強制執行終了の時期
 - II 不動産引渡等の強制執行終了の通知

第3節 動産引渡しの強制執行

- 第1 総説
- 第2 動産引渡し強制執行の目的動産
- 第3 動産引渡し強制執行の執行機関

- 第4 動産引渡し強制執行の申立て
- 第5 動産引渡し強制執行の方法
 - I 動産引渡し強制執行の方法
 - II 貸金庫内の内容物引渡しの執行
 - III 執行官の債務者の占有する場所への立入り・威力の行使等
 - IV 執行官による目的動産の受領、その後の処理等
- 第6 動産引渡し強制執行における目的外動産の処理
- 第7 動産引渡し強制執行の終了及びその通知

第4節 第三者が占有する目的物の引渡しの強制執行

- 第1 第三者が占有する目的物の引渡しの執行の方法
- 第2 第三者が占有する目的物の引渡しの強制執行の執行機関
- 第3 第三者が占有する目的物の引渡しの強制執行の執行方法
- 第4 金銭債権執行における差押命令と第三者に対する引渡請求権差押命令の競合

第5節 物の引渡債務についての間接強制

- 第1 総説
- 第2 代替的作為義務についての代替執行
 - I 総説
 - II 代替的作為義務についての代替執行事件の管轄裁判所
 - III 代替的作為義務についての代替執行の申立手続
 - IV 代替的作為義務についての代替執行の費用
 - V 審理手続
 - VI 裁判
 - VII 授權決定手続における執行力ある債務名義の正本等の選付
 - VIII 授權決定に基づく作為の実施
 - IX 代替執行費用支払決定の執行
 - X 執行費用額確定手続
 - XI 代替執行手続における執行停止・取消し
- 第3 不作為義務についての強制執行
 - I 総説
 - II 不作為義務についての強制執行事件の管轄裁判所
 - III 不作為義務違反物の除去
 - IV 将来のための適当な処分

- 第4 代替不能の作為・不作為義務についての間接強制
 - I 総説
 - II 代替不能の作為・不作為義務についての間接強制事件の管轄裁判所
 - III 代替不能の作為・不作為義務についての間接強制の申立手続
 - IV 代替不能の作為・不作為義務についての間接強制における審理手続
 - V 代替不能の作為・不作為義務についての間接強制申立てに対する裁判
 - VI 代替不能の作為・不作為義務についての間接強制決定の執行

- 第5 代替的な作為・不作為義務についての間接強制

第7節 子の引渡しの強制執行

- 第1 総説
 - I 子の引渡しの強制執行の根拠
 - II 子の引渡しの強制執行の手続
 - III 子の引渡しの強制執行における間接強制前置
- 第2 子の引渡義務についての間接強制
 - I 子の引渡義務についての間接強制の管轄裁判所
 - II 子の引渡義務についての間接強制申立手続
 - III 子の引渡義務についての間接強制申立てに対する審理手続

- IV 子の引渡義務についての間接強制決定の変更
- 第3 子の引渡しについての直接的な強制執行
 - I 総説
 - II 子の引渡しについての直接的な強制執行の管轄裁判所
 - III 子の引渡しについての直接的な強制執行の申立て
 - IV 子の引渡しについての直接的な強制執行の実施決定手続
 - V 子の引渡しについての直接的な強制執行の実施

索引

- 事項索引 ○判例年次索引 ○法令索引

下巻

第1章 不動産に準ずるものに対する執行

第1節 船舶に対する執行

- 第1 総説
- 第2 日本船舶に対する強制執行(船舶執行)
- 第3 日本船舶に対する担保権実行としての競売(船舶競売)
- 第4 船舶における形式的競売
- 第5 外国船舶に対する執行手続

第2節 航空機に対する執行

- 第1 総説
- 第2 航空機に対する強制執行(航空機執行)
- 第3 航空機に対する担保権実行としての競売(航空機競売)

第3節 自動車に対する執行

- 第1 総説
- 第2 自動車に対する強制執行(自動車執行)
- 第3 自動車に対する担保権実行としての競売(自動車競売)

第4節 建設機械及び小型船舶に対する執行

- 第1 建設機械に対する執行
- 第2 小型船舶に対する執行

第2章 動産に対する執行

第1節 動産に対する強制執行(動産執行)

- 第1 動産に対する強制執行(動産執行)における執行機関
- 第2 動産に対する強制執行(動産執行)の対象物
- 第3 動産に対する強制執行(動産執行)における差押え
- 第4 動産に対する強制執行(動産執行)における換価手続
- 第5 動産に対する強制執行(動産執行)における配当等の手続
- 第6 動産に対する強制執行(動産執行)における動産執行申立ての取下げ
- 第7 動産に対する強制執行(動産執行)における執行力ある債務名義正本の交付

第2節 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)

- 第1 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)の要件

- 第2 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)の申立て
- 第3 執行裁判所における動産競売開始の許可
- 第4 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)における強制立入り・搜索の不許
- 第5 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)における競売開始後の差押債権者の承継
- 第6 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)における事件の併合
- 第7 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)の差押えに対する執行異議
- 第8 動産を目的とする担保権実行としての競売(動産競売)に準用される規定

第3章 債権その他の財産権に対する執行

第1節 債権に対する執行

- 第1 債権に対する強制執行(債権執行)
- 第2 債権に対する担保権の実行

第2節 その他の財産権に対する執行

- 第1 その他の財産権に対する執行の概要
- 第2 電話加入権に対する執行
- 第3 振替社債等に関する執行
- 第4 電子記録債権に対する執行
- 第5 その他の財産権についての民事執行

第3節 少額訴訟債権執行

- 第1 総説
- 第2 少額訴訟債権執行の申立て
- 第3 第三債務者に対する陳述の催告
- 第4 少額訴訟債権執行における差押処分申立てに対する判断
- 第5 他の手続との競合
- 第6 少額訴訟債権執行における差押禁止債権の範囲の変更
- 第7 少額訴訟債権執行における配当要求
- 第8 少額訴訟債権執行における第三債務者の供託及び事情届
- 第9 少額訴訟債権執行手続における弁済金交付手続
- 第10 少額訴訟債権執行における執行力ある債務名義正本の交付
- 第11 移行
- 第12 少額訴訟債権執行の取下げ
- 第13 少額訴訟債権執行の執行停止・取消し

第4章 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例(間接強制)

第1節 総説

第2節 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立手続

- 第1 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の申立て
- 第2 間接強制の方法による強制執行をすることができる扶養義務等に係る金銭債権
- 第3 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の執行裁判所
- 第4 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立書の記載事項
- 第5 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立書の申立手数料及び添付書類等
- 第6 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立書の受付

第3節 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立てに対する審理手続

- 第1 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制における債務者審尋
- 第2 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制におけるその他の審理
- 第3 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制における発令の要件
- 第4 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立てに対する裁判

第4節 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制決定の変更・取消し

- 第1 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制決定の変更・取消決定
- 第2 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制決定の一部取消しの可否
- 第3 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制決定の変更・取消しの関係
- 第4 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制決定取消申立てに伴う執行停止

第5節 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制金等と免責決定

- 第1 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制金と免責決定
- 第2 扶養義務等に係る金銭債権と免責決定との関係

第5章 債務者の財産状況の調査

第1節 債務者の財産状況の調査に関する制度

第2節 財産開示手続

- 第1 財産開示手続の管轄
- 第2 財産開示手続の申立てをすることができる債権者
- 第3 財産開示手続申立て
- 第4 財産開示手続実施決定の要件
- 第5 財産開示手続実施決定、財産開示手続実施申立却下決定
- 第6 財産開示期日の指定及び期日の呼出し
- 第7 財産目録の提出
- 第8 財産開示実施申立ての取下げ、財産開示手続の停止・取消し等
- 第9 財産開示期日における陳述義務
- 第10 財産開示期日における手続
- 第11 財産開示手続において開示された情報の保護
- 第12 財産開示手続における費用の債務者負担

第3節 第三者からの情報取得手続

- 第1 登記所からの不動産に関する情報取得
- 第2 市町村、日本年金機構等からの給与債権(勤務先)に関する情報取得
- 第3 預貯金債権及び振替社債等に関する情報取得

索引

- 事項索引 ○判例年次索引 ○法令索引

●細目次は、上巻までを掲載し、下巻以降は省略してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区区市谷砂土原町2丁目6番地

(2023.6)5100268Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。